

アルバイト収入が減った学生への支援について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2020年8月20日）

アルバイトでの給与の減少が著しく、学費免状の条件にも当てはまらないため生活が困難である。

学校側からの給付などはないのか。

【回答】（回答日：2020年10月16日）

ご質問ありがとうございます。

文部科学省が実施している『学生支援緊急給付金』は、学校法に基づき設置されている大学等を対象としているため、本校のように文部科学省以外の省庁等が設置している大学等には適用されていません。

授業料免除にあたっては、学生本人を含め世帯全員の収入の状況を審査していますが、アルバイト給与の減少が著しいにもかかわらず授業料免除の条件に当てはまらないという状況について、具体的にクラス担任あるいは学生部にご相談ください。

なお、日本学生支援機構が行う貸与奨学金については、緊急・応急採用の募集が随時ありますので、学生生活課にご相談ください。